



令和2年2月26日

報道関係者各位

令和2年2月25日午前に開催された習志野市新型コロナウイルス感染症対策本部にて
更新した会議・イベント等の中止・延期についての方針等について

1. 習志野市の各施設で行う会議・イベント等は、原則として中止・延期となります。

2. 特に3月15日(日)までの間、各施設の休所・休館についても積極的に検討
します。「老人福祉センターさくらの家」(秋津)、「高齢者福祉センター芙蓉園」
(屋敷)は、明日から臨時休所します。

◇習志野市長 宮本 泰介のコメント

市として『うつさない為にかからない』を合言葉に対策を実行します。

【会議・イベント等の中止・延期についての方針】

習志野市の会議・イベント等の中止・延期の判断を以下のとおりとします。
国や千葉県からの指示があった場合はこの限りではありません。

1. 市が主催(共催)の会議・イベント等について

中止にすべきもの

(1)重症化しやすいのみを対象とした会議・イベント等

※重症化しやすい人

- ・高齢者(例:長寿会や高齢者を対象にした体操教室など)
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある人や透析を受けている人
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人
- ・妊婦

(例:症例等を限定したセミナーなど)



習志野市

- (2) 感染症対策等必要なものは除く消防職員等、救急救命に従事する者が主な参加者となる会議・イベント等(例:救命講習や消防訓練、従事者のみの会合など)
- (3) 不特定多数の参加者が見込まれ、一時的にスタッフを含む多くの人滞留する等、会場管理が困難な会議・イベント等(例:〇〇フェスティバル、〇〇まつりなど)
- (4) 不特定の人が2mの範囲内で対面する会議・イベント等(スポーツイベント等での観客席、会場の出入口等での滞留や、会食、バス等での移動を含む)
- (5) - 1 不特定多数の人が参加する屋内で、比較的長時間開催される会議・イベント等

慎重に検討すべきもの

- (5) - 2 不特定多数の人が参加する屋内で、比較的短時間開催される会議・イベント等

以下の実施条件に注意して対応すべきもの

- (6) (1)～(5)に該当しない会議・イベント等(例:参加者が特定された学校行事や式典など)

【実施条件】

- ① 可能な限り、入口での体調チェック(目視、問取り等)を実施する。
- ② 体調が悪い人や重症化しやすい人には参加の自粛を促す。
- ③ スタッフを含む参加者にはマスクの着用を促し、咳エチケットを徹底する。
- ④ 会場の入口にアルコール消毒液を設置し、使用を促す。
- ⑤ 室内での会議・イベント等については、密閉空間が続かないよう、こまめに換気を行う。
対面で会話するものについては、飛沫感染のリスク軽減のための工夫をする。
- ⑥ 会議・イベント等の入退場について、多くの人滞留しないよう配慮する。

2. 市が後援する会議・イベント等について

この方針を遵守していただけるよう、依頼します。

3. 民間・関係団体が実施する会議・イベント等について

この方針を周知します。

令和2年2月21日 決定(ver.1)

令和2年2月25日 更新(ver.2)

以上



【「さくらの家」(秋津)、「芙蓉園」(屋敷)の臨時休所について】

新型コロナウイルスに感染した場合に、重症化しやすい高齢者が利用する下記の施設を臨時休所といたしますのでお知らせします。

1. 休所する施設

(1) 老人福祉センターさくらの家

住所：秋津3丁目4番1号 総合福祉センター1階

(2) 高齢者福祉センター芙蓉園

住所：屋敷4丁目6番6号 東部保健福祉センター3階

(両施設は、市内に住所を有する60歳以上の方が、入浴施設・サークル活動・健康相談等を無料で利用できる施設です)

2. 休所期間

令和2年2月27日(木)～令和2年3月15日(日)

※状況により、変更することがあります。

※市内循環送迎バスも、上記期間は運行停止となります。

ただし、休所の周知を図るため、2月27日(木)～2月29日(土)は車体に案内を掲示し、運行ルートを巡回します。

以上

問合せ先

【会議・イベント等の中止・延期の方針】

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
(健康福祉部健康支援課内)

担当 はなわ 塙 久子(主幹)

電話 047-453-2922

【さくらの家・芙蓉園の臨時休所】

健康福祉部高齢者支援課

担当 渡辺 雅史(課長)

電話 047-454-7533